

# ケーススタディ 補遺 博士論文

JPCOAR 人材育成作業部会

2021年8月31日版

## はじめに

- ここで取り扱う博士論文とは、自機関が博士の学位を授与した者が学位の申請にあたって提出された論文を指します。
- 機関や学問分野によっては、査読付きの学術雑誌に掲載された学術論文が博士論文として提出され、学位が授与されることがあります。また、学術雑誌に掲載された論文と同一の研究内容となることもあります。

## 本講の内容

### 1. インターネット公表の義務について

- ①学位規則
- ②インターネット公表できないやむを得ない事由
- ③国立国会図書館への納本

### 2. 著作権とポリシーの確認

- ①留意事項
- ②出版社サイトの例
- ③主な確認事項

# 1. インターネット公表の義務について

---

- ① 学位規則について
- ② インターネット公表できないやむを得ない事由
- ③ 国立国会図書館への納本

## 1. インターネット公表の義務 ①学位規則(1)

・博士論文は、インターネットで公表することが法令によって定められている。

### 【学位規則】（昭和二十八年文部省令第九号）

第八条 大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第九条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

## 1. インターネット公表の義務 ①学位規則(2)

- 平成25年度（2013年度）から施行

文部科学省「学位規則の一部を改正する省令の施行について」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/daigakuin/detail/1331790.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331790.htm)

- 機関リポジトリを使った公表が推奨されている

- 公開するものは以下の2つ

### ①論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

→学位を授与した大学が作成し、3ヶ月以内に学位授与機関が公表

### ②博士論文の全文（やむを得ない事由がある場合はその要約）

→学位を授与した大学の協力を得て、1年以内に本人が公表

## 1. インターネット公表の義務 ②インターネット公表できないやむを得ない事由(1)

- 客観的に「やむを得ない事由」があると**当該博士の学位を授与した大学等が承認した場合**

### 【例】

1. 立体物を含むなど、電子化ができない
2. インターネット公表に関して、著作権者や個人情報に関する同意が得られない
3. 本として出版する、多重公表を禁止している学術雑誌と同一の研究内容を含む、特許を申請しているなど、インターネット公表を行うことで、今後の研究活動などに不利益が生じる場合

※出版社や学協会が、学術雑誌に掲載された論文の出版社版を学位論文としてインターネット公表することを認めている場合もあります。

## 1. インターネット公表の義務 ②インターネット公表できないやむを得ない事由(2)

### 【注意！】

- ・インターネット公表しない場合でも、博士論文は公表された出版物として取り扱われる。

→各機関や国立国会図書館で、求めに応じて閲覧に供される。

著作権法に定められた範囲内での複製も可能

「やむを得ない事由」が無くなった場合は、インターネットで公表しなくてはならない。

→例えば、本を出版する予定がなくなったなど



## 1. インターネット公表の義務 ②インターネット公表できないやむを得ない事由(3)

### 【要約について】

- 1年以内に本文が公表できない場合に必要
- 「要約したもの」は、「要旨」とは別に作成
- 本として出版する場合は、出版情報（タイトル、出版社、出版年など）と紐付けておくことが望ましい。

※インターネット公表が義務であることを意識して、研究・論文執筆にあたるよう、あらかじめ周知しておくことが必要

## 1. インターネット公表の義務 ③国立国会図書館への納本

• 国会図書館への納本方法は、以下の方法があります。

①機関リポジトリから、本文をハーベストしてもらう

IRDBにハーベストされたメタデータを元に、  
国会図書館が本文を自動収集します。

\*正しくメタデータが作成されていないと、連携できません

②電子データを納本する

全文を公開できない場合や機関リポジトリを使わない場合

③冊子体を納本する

国立国会図書館「国内博士論文の収集」

<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/hakuron/index.html>

図書館のリポジトリ担当者が関与する業務は①ですね。

## 1. インターネット公表の義務 ③国立国会図書館への納本

- 電子データで納本された博士論文は、国立国会図書館内でのみ提供される。

### 【博士論文電子化事業について】

- 平成3～12年度までの博士論文は、国立国会図書館によって電子化されているものがある。  
→DOIも国立国会図書館が付与している。

国立国会図書館「学位論文（博士）のデジタル化実施に係る著作権処理について

<https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/theses.html>

## 2. 著作権および出版社の ポリシーの確認

---

- ① 留意事項
- ② 出版社サイトの例
- ③ 主な確認事項（まとめ）

※原則として学術雑誌論文の手続きと同じ

## 2. 著作権および出版社のポリシーの確認 ①留意事項(1)

- 雑誌論文と同一の研究内容を博士論文とする（する予定）場合は、学位論文に関する出版社のポリシーを確認する。
  - ・ 学術雑誌に掲載された論文で学位が授与され、リポジトリに登録する場合は、特別に出版社版の利用が認められるケース
  - ・ 学位論文として学位の審査のために利用することは認められていても、インターネット公表することは認められていないケース
- 本論文とは別に、学術雑誌論文が副論文として提出された場合、副論文はインターネット公表しなくてもよい。
  - 参考文献情報に記載し、一般への閲覧にも供さない
  - 許諾が得られれば、通常の学術雑誌論文として登録可能

※出版社によって、場合によっては投稿雑誌によってポリシーが違います。丁寧に確認し、作業しましょう。

## 2. 著作権および出版社のポリシーの確認 ①留意事項(2)

- **査読審査中の場合は、結果を待ってから**

- どの雑誌に投稿しているかはプライバシーに関する情報

- 博士論文本文の公開まで、学位が授与されてから1年を越える場合は、要約を公開することが必要

- **不明な事項は、出版社などに直接問い合わせる**

- 本人が問い合わせる方が交渉しやすいことも

- **出版社版のインターネット公表が認められない場合は、「やむを得ない事由」とし、要約を公開する。**

- 著者最終稿が公開できる場合は、それを要約としてもよい。

## 著作権ポリシーの確認 ②出版社サイトの例

【Elsevierのポリシー】 <https://www.elsevier.com/about/policies/sharing#Published-article> (2020-11-22参照)

### Published Journal Article

Policies for sharing published journal articles differ for subscription

#### Subscription articles

- If you are an author, please share a link to your article rather than access to the formal publications on ScienceDirect, and so links use the best available version
- If you are an author, you may also share your Published Journal Article with colleagues for their personal use
- **Theses and dissertations which contain embedded PJAs as part of the formal submission can be posted publicly by the awarding institution with DOI links back to the formal publications on ScienceDirect**
- If you are affiliated with a library that subscribes to ScienceDirect you have additional private sharing rights for others' research accessed under that agreement. This includes use for classroom teaching and internal training at the institution (including use in course packs and courseware programs), and inclusion of the article for grant funding purposes
- Otherwise sharing is by **agreement only**
- The Published Journal Article cannot be shared publicly, for example on ResearchGate or [Academia.edu](https://www.academia.edu/), to ensure the sustainability of peer-reviewed research in journal publications.

Theses and dissertations which contain embedded PJAs as part of the formal submission can be posted publicly by the awarding institution with DOI links back to the formal publications on ScienceDirect.

出版社版 (Published journal article, PJA) を含む学位論文は、ScienceDirectの論文とDOIでリンクすれば、学位授与機関から公開できる。

ポリシーを確認することは通常の学術雑誌論文と変わりません。

【主な確認事項】

□博士号審査のために提出された論文は学術雑誌などに掲載された論文である、もしくは同じ研究内容の論文であるかどうか？

(著作権は著作者から出版社に譲渡されているかどうか？)

上記の場合、学術雑誌論文の場合と同じ手続きが必要となる。

→ただし、学位審査のために提出され、学位取得された場合は、通常の論文をオープンアクセスにする場合と、若干ポリシーが違う場合があるので、丁寧に調べること。



これで本稿は終わりです。